

第2章

生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第1節 保全と再生

- 1 自然環境に関する計画等
- 2 東京の緑の現状
- 3 緑の保全・創出のための取組
- 4 自然環境保全の気運醸成
- 5 人材育成・人材認証制度の創設
- 6 屋上等の緑化
- 7 緑の学び舎
- 8 自然環境デジタルミュージアム構想
- 9 生物多様性推進センター
- 10 水辺環境の保全
- 11 保全地域の指定・管理
- 12 都民の自然体験活動の促進
- 13 開発の規制
- 14 民間財団との協働による環境体験学習事業の実施
- 15 森林の再生

第2節 自然とのふれあい

- 1 自然公園
- 2 首都圏近郊緑地
- 3 都民の森
- 4 小笠原諸島世界自然遺産の保全

第3節 野生動植物対策

- 1 野生動植物の保護と管理
- 2 鳥獣保護管理及び狩猟免許等

第4節 水環境の保全

- 1 水質汚濁の現状
- 2 水質監視の体系
- 3 事業活動による公共用水域の水質汚濁対策
- 4 生活排水対策
- 5 ゴルフ場農薬対策
- 6 雨天時排水対策
- 7 地下水保全対策

第 2 章 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

第 1 節 保全と再生

1 自然環境に関する計画等

〔自然環境部計画課〕

東京においては、奥多摩の山地から丘陵地、台地、低地、東京湾を経て小笠原諸島に至るまでの地形上に、多様な緑が育まれている。自然は、人間の生存の基盤であり、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものである。首都東京を自然と共生し、持続可能な都市としていくためには、自然が持つ都市環境の改善、雨水の流出抑制、生物の生存基盤、レクリエーションの場の提供など様々な機能が、最大限に発揮されることが重要である。このため、自然の連続性を確保するよう残された自然地の保全、失われた自然の回復・再生、新たな緑や水辺環境の創出のほか、自然地の適正な管理、利用への誘導を進める必要がある。

都はこれまで、自然保護条例、自然公園法及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づき、緑の保全と再生、開発の規制、森林再生と枝打ち、屋上等緑化の推進、自然公園の保護・利活用の推進、生物多様性の確保、鳥獣保護管理等の取組を行ってきた。

一方で、地球規模の生物多様性の危機などを背景に、都は、令和元年度から、生物多様性基本法に基づく初めての生物多様性地域戦略に当たる「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」(平成24年5月)について、改定に向けた検討を開始した。その後、東京都自然環境保全審議会による答申(令和4年12月)に基づき、生物多様性の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び「生物多様性国家戦略2023-2030」を踏まえ、令和5年4月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定・公表した。本戦略では、2050年の東京の将来像を示すとともに、将来像を実現するための2030年目標、目標の実現に向けた3つの基本戦略を掲げている。これらの基本戦略に基づき、行政、都民、事業者、民間団体(NPO・NGO・市民団体等)、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働しながら、取組を進めていくことにより、2030年までに、生物多様性を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現を目指す。

また、令和5年4月に本戦略に基づく都の取組を「生物多様性地域戦略アクションプラン」として取りまとめ、毎年度更新を行い公表している。引き続き、全庁的な推進体制のもと取組を推進していく。

【東京都生物多様性地域戦略】

1 地域戦略の位置付け

生物多様性基本法に基づく、都内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

- ・対象地域 東京都全域。必要に応じて隣県や関連地域等の一部を含める。
- ・計画期間 令和4(2022)年度から令和12(2030)年度まで

2 2050年東京の将来像

○ 基本理念

自然に対して 畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

3 将来像の実現に向けた2030年の目標と基本戦略

○ 2030年目標

あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現

○ 2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

4 基本戦略ごとの行動目標と都の主な取組

○ 基本戦略 I

・生物多様性バージョンアップエリア10,000+（プラス）

生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアの確保を行政として10,000haとすることを目指すとともに、民間の取組をプラスで表現し、共に取り組む。

・新たな野生絶滅ZEROアクション

新たに野生絶滅となる種がゼロとなるよう、減少している野生生物の保全・回復を図るための取組を様々な主体とともに実施する。

<都の主な取組>

・保全地域の指定・公有化

・東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針の策定・公表 等

○ 基本戦略 II

・Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）となる取組を、行政、事業者、民間団体など各主体とともに推進する。

<都の主な取組>

・Tokyo-NbSアクション推進事業

・東京の多様な自然を知る参加型プログラム 等

○ 基本戦略 III

・生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進する。

<都の主な取組>

・DXを活用した都民参加型生きもの情報収集蓄積プロジェクト

・自然環境デジタルミュージアム構想 等

2 東京の緑の現状

[自然環境部計画課]

東京の現在の緑の量を「みどり率（注）」（令和5年）で見ると、区部で24.0%、多摩で67.4%であり、都内全域では52.1%となっている。

平成30年から5年間の変化を見ると、みどり率は、区部では0.2ポイント、多摩部では0.4ポイント、都内全域では0.4ポイントの減少となっており、全体としては微減で推移している。

東京の緑は、人間を含む多くの生きものの生存基盤としてだけでなく、都市に暮らす都民に潤いや安らぎを与え、都市防災やヒートアイランド対策などの都市環境の改善、美しい都市景観の創出など多様な役割を担っていることから、その存在がますます重要となっている。

また、丘陵地の緑は、丘陵地公園などを核に連坦し、森林や自然公園へとつながっている一方で、人口が密集した市街地に近接し、住宅や商業施設の開発の最前線に位置していることから、その保全が求められている。

さらに、山間部の森林は、水源かん養や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収、レクリエーション利用など、多くの重要な役割を果たしている。これらの森林は、森林所有者の財産であると同時に、都民全体がその恩恵を享受する共通の財産でもあることから、その適切な管理と整備が重要である。

(注) みどり率とは、樹林地、草地、農地、宅地内の緑(屋上等緑化を含む。)、公園、街路樹や河川、水、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合をいう。

3 緑の保全・創出のための取組

[自然環境部計画課]

依然として減少傾向にある東京の緑を少しでも回復させるため、都では緑の保全・創出に向けた取組を積極的に進めている。

既存の緑の保全など、より質の高い緑を確保するため、平成21年3月、自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、緑化計画書制度や開発許可制度の強化を行った。

また、あらゆる都市空間において積極的に緑を創出するため、校庭の芝生化や街路樹の倍増、都市公園・海上公園の整備など、公共施設等の面においても全庁を挙げて取り組んできた。

さらに、都民や企業などあらゆる主体が協働して緑の保全・創出に取り組むため、ボランティア活動の支援や「緑の東京募金」への参加の働きかけ、普及啓発活動など、都民・企業の意識を緑に向け、行動に結びつくような取組を実施してきたところである。

これらの取組に加え、生態系に配慮した緑化を推進するため、生物多様性の向上を目指し、植栽に在来種を選定する場合の参考となるよう「在来種選定ガイドライン」を作成するとともに、在来種植栽に取り組むなど生物多様性の保全に積極的に取り組む民間の緑地を登録・公表する「江戸のみどり登録緑地」制度を開始した。引き続き、これらの普及拡大を図るとともに、生態系に配慮した緑化のための講習会の開催など、生物多様性の保全につながる施策を推進していく。

そして、新たな生物多様性地域戦略において掲げられている行動目標「Tokyo-NbSアクションの推進～自然に支えられる東京～」を達成するため、グリーンインフラによる減災機能の強化など、自然を活用した都市課題等の解決につながるNbSの取組が、様々な主体において、広く行われるよう、令和5年度より「Tokyo-NbSアクション事業」において、取組事例の発信等を実施しているほか、令和6年度は、NbSに取り組む企業等のすそ野の拡大を図るため、優れた取組を表彰する「Tokyo-NbSアクションアワード」を創設した。

4 自然環境保全の気運醸成

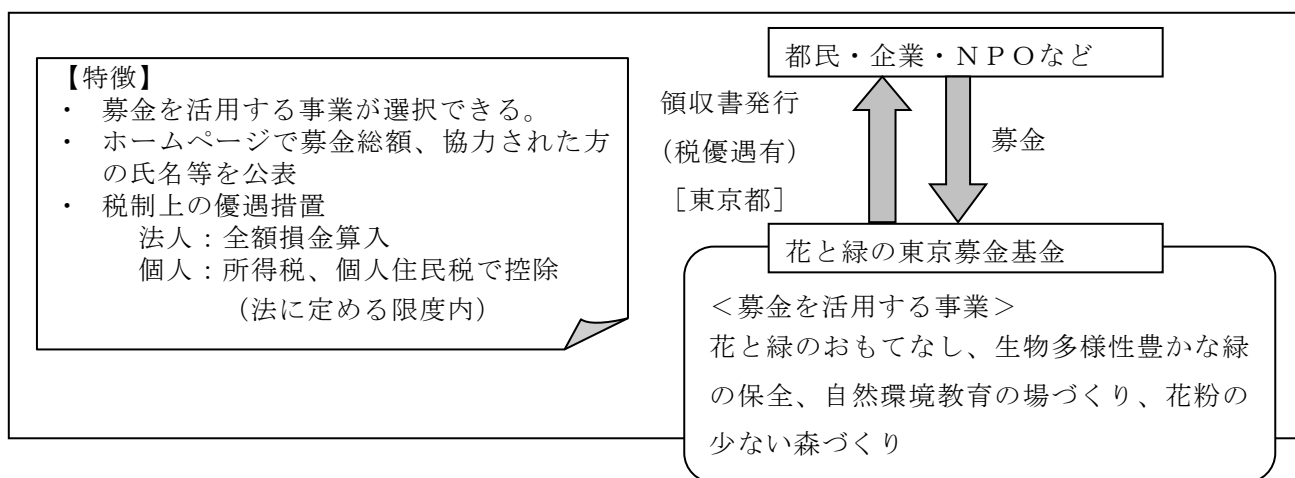
[自然環境部計画課]

平成19年10月に都民や民間事業者などの幅広い賛同を得て、緑あふれる都市東京を再生するため、「緑の東京募金」を創設した。8年間で9億円を超える募金が寄せられ、平成27年度に、「緑の東京募金」を活用する4つの緑化事業のうち「海の森の植樹」「街路樹の倍增」が終了した。

そこで、「緑の東京募金」に新たに花で街を彩る視点を加え、花と緑あふれる都市東京を実現するため、「花と緑の東京募金」に再構築し、平成28年7月に開始した。

寄せられた募金は「花と緑の東京募金基金」に積み立てられ、「緑の東京募金」でも充当してきた「校庭の芝生化」「花粉の少ない森づくり」に加え、「花と緑のおもてなし(花を活かした緑化)」「生物多様性豊かな緑の保全」といった事業に活用してきた。令和5年度からは「校庭の芝生化」の後継事業である「自然環境教育の場づくり」にも活用している。

図表2-2-1 募金の特徴と仕組み



5 人材育成・人材認証制度の創設

[自然環境部計画課]

自然環境分野において、広い知識と専門性を備え、アクティブに行動できる人材を、大学・企業・NPO・行政が連携して育成し、社会へ送り出していくための制度であるECO-TOPプログラムを、平成19年8月に創設した。

令和7年3月末現在、5大学が認定を受けて、393名の修了生を輩出している。

6 屋上等の緑化

[自然環境部緑環境課]

都では、自然保護条例及び同条例施行規則に基づき、敷地内における緑化を進めてきたが、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に向け、これまで以上に市街地の緑を回復することが必要となってきた。

このため、新たに緑を増やせる緑化スペースとして建築物の屋上や壁面、ベランダなどに着目し、屋上等の緑化指導を平成12年4月から開始した。

さらに、平成12年12月に自然保護条例及び同条例施行規則を改正し、平成13年4月から一定規模以上の敷地を有する建築行為等を対象に屋上等緑化を義務付けるとともに、緑化計画書及び緑化完了書の届出を義務化し、緑化指導の強化を図った。

(1) 対象

- ア 民間施設 1,000㎡以上の敷地における建築物の新築、改築、増築等の場合
- イ 公共施設 250㎡以上の敷地における建築物の新築、改築、増築等の場合

(2) 緑化の基準

建築物上（屋上、壁面、ベランダ等）の緑化面積は屋上の面積（※）の20%以上を樹木、芝、草花等により緑化する。ただし、総合設計制度等の適用があるものは30%以上とする。

なお、平成21年10月1日から基準が強化され、敷地面積5,000㎡以上（公共施設は1,000㎡以上）のものについては、25%以上（総合設計制度等は35%以上）となっている。

※屋上の面積とは、建築物の屋根部分で人の出入り及び利用可能な部分のうち、ソーラーパネルや空調等の建築物の管理に必要な施設の設置のために係る緑化が困難な部分を除いた面積をいう。

(3) 屋上等緑化の指導実績

図表2-2-2 屋上等緑化の指導実績

年 度		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
屋上等緑化対象件数		369件	380件	428件	386件	376件
面 積		149,432㎡	185,655㎡	132,401㎡	131,854㎡	112,436㎡
内 訳	屋上等緑化面積	100,395㎡	98,166㎡	110,477㎡	98,738㎡	80,952㎡
	地上部緑化面積 (屋上からの振替)	49,037㎡	87,489㎡	21,924㎡	33,116㎡	31,484㎡

注）平成13年度からの屋上等緑化面積の累計は285.5haで、日比谷公園約18個分に相当する。

(4) 推進策

緑化の事例の紹介、ホームページへの掲載等を行い、普及啓発活動を推進する。

7 緑の学び舎

[自然環境部計画課]

私立学校・幼稚園及び認可保育所の校庭・園庭の芝生化を実施している。

また、芝生化した施設のうち、維持管理の支援が必要な施設について、芝生の専門家を派遣し、維持管理指導の支援を行っている。なお、公立幼稚園・小中学校運動場における芝生化等緑化事業は平成25年度から教育庁へ移管した。

8 自然環境デジタルミュージアム構想

[自然環境部計画課]

都内の生物多様性情報などを収集・一元化し、東京の自然の魅力を発信する機能（デジタル情報基盤、収蔵・連携拠点、体感展示）を持つ自然環境デジタルミュージアムの構築に向けた取組を推進している。

9 生物多様性推進センター

[自然環境部計画課・緑環境課]

保全活動に係る各主体間における連携・協力の斡旋、情報の提供や助言を行う拠点として、令和6（2024）年4月に「東京都生物多様性推進センター」を東京都環境公社内に設置した。保全地域において、各種体験プログラムを通じ、ボランティア活動の多様な機会を創出するとともに、適切な緑地の維持管理及び貴重な動植物の保全等を行うなど、都と連携して都内における生物多様性の保全と自然との共生の実現を目指していく。

10 水辺環境の保全

[自然環境部水環境課]

水辺は、自然が少なくなった都市空間において都民に「うるおいとやすらぎ」を与える貴重な存在であるだけでなく、水が蒸発することによって、ヒートアイランド現象の緩和をもたらしている。このため、湧水の保全や清流の復活など水辺環境の保全を図っている。

(1) 湧水保全事業

都内の湧水は、令和5年度調査によると591か所確認されている。湧水の保護と回復に努めるため、自然保護条例に基づき、平成13年度に「東京都湧水等の保護と回復に関する指針」を策定するとともに、平成14年度には湧水保全への認識を深めるため、歴史的価値の高い湧水等を「東京の名湧水」として57か所選定し、区市町村と連携しながら湧水の保全を推進している。

(2) 清流の復活

野火止用水、玉川上水及び千川上水に流域下水道本部多摩川上流水再生センターの高度処理水を導水する事業を実施している。

また、区部においては、水源の枯渇した渋谷川・古川、目黒川及び呑川について、水量の確保と水辺環境の回復を目的として、下水道局落合水再生センターの高度処理水を導水する事業を流域の関係区と協力して実施している。

(3) 多摩川水量確保対策事業

多摩川上流では、羽村堰において水道原水として多摩川の水を取水し、その一部を下流側に放流している。かつては、かんがい期（5月20日から9月20日まで）のみ下流への放流が行われており、非かんがい期（9月21日から翌年5月19日まで）には堰下の河川水量が大幅に減少していた。そのため、多摩川の水量確保と水質改善を目的として、平成4年度から非かんがい期にも羽村堰から毎秒2 m³を放流する事業を実施している。

11 保全地域の指定・管理

[自然環境部緑環境課]

(1) 保全地域の指定

保全地域とは、自然保護条例に基づいて、都内に残された貴重な自然地の保護と回復を図るために指定している地域で、保全地域内では自然環境に影響を及ぼす各種の行為が規制される。

保全地域には自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域及び緑地保全地域の5種類の類型がある。最新の指定状況としては、令和7年3月27日に国立市の樹林地や耕作地、湧水由来の河川等から構成される里山環境（13,972m²）を「矢川おんだし里山保全地域」として新規指定した（これまでに指定した保全地域の概要は図表2-2-3のとおり）。

令和元年12月に発表された「未来の東京」戦略ビジョンでは、水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京を実現するための取組の一つとして、丘陵地等の良好な自然地を2050年度までに新たに100ha程度保全地域として指定・公有化する目標を掲げた。

その目標達成に向けて、令和2年度に行った都内において保全すべき重要な自然地に関する調査の結果に基づき、新規指定地域に関する検討及び調整を行っている。

併せて、保全地域を都内の生物多様性の拠点として機能させていくことや、都民が保全地域に必要性や親しみを感じられることとともに、保全地域の価値や魅力を向上させるため、保全地域の管理、活用の視点も含めた保全地域に係る総合的なプラン「保全地域の保全・活用プラン」を令和5年1月に策定した。

さらに、令和6年1月に発表された「未来の東京」戦略version up 2024及び「東京グリーンビズ（東京都の緑の取組Ver.2）」では、2050年の指定・公有化目標を累計約860haから約1,000haに引き上げた。目標達成に向けて、計画的な自然環境調査の実施や保全地域の指定効果を定量化（見える化）することにより、指定等への取組を加速するとともに、保全地域の質を維持・向上させるため、管理の強化を図っていく。

(2) 保全地域の公有化

保全地域に指定されると建築物の新設等が制限されるなど、土地利用に著しい支障を来すため、土地所有者は、都に対して土地の買取りの請求ができることになっている。都は、所有者の申し出があった場合には、これを買い入れることとしている。

令和6年度は、2.57haの土地を買い入れており、令和7年3月31日現在の公有化面積は合計651.4ha（公有化率85.6%）となっている。※これまでの取得費累計約1,160億円

(3) 保全地域指定協力奨励金の交付

保全地域の指定は、地権者にとって土地利用の制約を伴うため、協力を得ることが難しい状況にある。保全地域の指定の促進を図るため、平成5年12月に東京都保全地域指定協力奨励金交付要綱を策定し、保全地域の指定に協力した土地所有者に奨励金を交付することとした。令和6年度は、137件（158人）に対して総額約756万円を交付した。

(4) 保全地域の管理

保全地域の指定に当たっては、その自然環境を良好な状態に維持していくため、その地域の特性に応じた保全計画を策定している。保全地域では、保全計画に基づき雑木林の下草刈りや萌芽更新等の植生管理を行うほか、保全地域の趣旨を説明した案内板の設置や、人等が立ち入ることによる荒廃を防ぐための管理柵の設置などの維持管理（※）といった保全事業を行っている。

（※）保全地域の維持管理業務については、適正かつ効率的な管理・運営を図るため、支障木等の^{せん}剪定、伐採、管理柵や制札板等管理工作物の補修工事、保全地域内の希少種、園路の状況確認等の巡視などの業務を平成27年度から公益財団法人東京都環境公社に委託

令和2年度からは、希少な動植物の生息・生育環境の保全のため、湿地環境などを含む保全の難易度の高い保全地域の管理を研究者と連携しながら進める事業を実施している。

また、林縁部（林の周縁部）の保全事業も開始し、一定範囲の林縁部の樹木を伐採することで保全地域の生物多様性の向上を図るとともに、近年、強大化している台風等による保全地域に隣接する住宅や道路、鉄道等への倒木を防止し、安全性の向上を図っている。

さらに、近年都内で発生が確認されているナラ枯れ（カシノナガキクイムシの媒介するナラ菌によってナラ類が枯れる樹病）が、令和2年度から保全地域でも確認され始めており、枯死した樹木の倒木等による周囲への被害を未然に防止するため、令和3年度から枯死木の伐採を実施している。

令和6年度からは、保全地域の質の維持・向上に向け、林床が明るく若い樹林にするため、植生回復・樹林再生に関する事業を集中的に実施するとともに、地域特有の希少種保全や外来種対策を進めている。

(5) 保全地域の希少種等保全対策

保全地域に生息・生育する多様な種を保全するため、平成25年度に「保全活動ガイドライン」を作成し、モデル的な管理手法を保全地域で活動する市民団体等に示すとともに、平成25年度から希少種保全に見識を持つ動植物の専門家をアドバイザーとして派遣し、各保全地域における市

民団体の保全活動を支援している。

また、保全地域に生息・生育する希少種の持ち去りや利用者の過剰な利用を未然に防止するため、平成26年度から希少種保護柵及び監視カメラの設置を行っている。

さらに、アライグマ等の外来種の侵入による希少種の食害が起きているため、希少な両生類の生息が確認されている保全地域において、令和2年度からアライグマ等の捕獲を開始している。

(6) 保全地域コーディネート事業

様々な環境を有する保全地域で多様な主体と連携して保全管理を進めるためには、目的の共有ときめ細やかな調整が欠かせない。保全地域の生物多様性に配慮した管理運営や、自然環境の状況に応じた活用を柔軟に行う管理推進体制を構築するための取組を令和4年度から実施している。令和7年度は令和4年度以降の継続地域を含め、14地域で実施している。

(7) 保全地域の安心安全

保全地域等の都有地で土砂災害特別警戒区域に指定された箇所について調査を行い、対策が必要であると判断された箇所について、測量、地質調査、設計等を行った上で、安全対策工事を実施している。令和6年度は、立川崖線緑地保全地域2か所及び八王子石川町緑地保全地域で安全対策工事を実施した。

12 都民の自然体験活動の促進

[自然環境部緑環境課]

都は、都民の自然とのふれあい、学習、体験活動やボランティア活動の場として保全地域を活用しているが、保全地域で保全活動を行っているボランティア団体においては、近年、参加者の高齢化、固定化等の課題が深刻化している。

こうした課題に対応するため、次の(1)から(5)までについて公益財団法人東京都環境公社を活用し、ボランティア人材育成業務、都民参加型の保全地域活用事業を行っている。

(1) Webサイト「里山へGO!」の運営

都内における森林や緑地の保全活動情報を収集し、Webサイト「里山へGO!」を通じて広く周知するとともに、保全活動の希望者にニーズとレベルに応じた活動やボランティア団体の情報を紹介することで、緑地保全活動等への継続的な参加を促す取組を平成27年度から実施している。

(2) 保全地域体験プログラム

新たなボランティア人材の掘り起こしと定着を図るため、身近な保全地域において、緑地保全活動の良さや自然の魅力を体感できる、未経験者でも参加しやすい保全活動を地元市やボランティア団体と調整・連携の下で都民に提供している。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための中止が多く実施回数が減少していたが、令和4年度以降は増加に転じ、令和6年度は16地域で36回の実施、延べ885名が参加した。

(3) 東京グリーンシップ・アクション、東京グリーン・キャンパス・プログラム

都民、民間非営利団体（NPO等）、企業等の連携により、保全地域の自然環境を保全する活動である東京グリーンシップ・アクションを平成15年度（1地域）から実施している。その後、地域数等を増加させてきたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための中止が多く実施回数が減少していたが、令和4年度以降は再び増加に転じ、令和6年度は29企業が10地域で41回の実施、延べ1,158名が参加した。

また、大学と協定を結び、次世代の担い手である大学生に、緑の保全に対する関心の喚起や行

動力の醸成を促すことを目的とする東京グリーン・キャンパス・プログラムを、平成20年度から実施している。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止等のための中止が多く実施回数が減少していた。令和7年度からは、事業の対象を小学校・中学校・高等学校へ拡大し、保全活動を担う人材の育成を促進していく。

(4) 東京グリーンスキル・プログラム

これまでのボランティア活動団体向け講習会を再編し、各団体が必要とする知識・スキルを選択して習得できる「東京グリーンスキル・プログラム」を平成30年度から実施している。

(5) 保全地域サポーター制度

保全地域体験プログラムに複数回参加するなど、緑地保全活動に意欲のある都民等を対象に都が講習会を行い、保全地域サポーターとして認定し、保全地域で活動するボランティア団体を支援する制度を令和3年度に創設した。

(6) 指導者育成制度

都民の自主的な活動を促進するため、自然保護条例第9条の規定に基づき、自然観察や緑地保全などに関する知識や技術等を有し、都民やボランティア活動団体などの求めに応じて、その活動に対して指導や助言を行う緑のボランティア指導者を育成している。

13 開発の規制

[自然環境部緑環境課]

自然保護条例第47条及び第48条により、1,000㎡又は3,000㎡以上の敷地において、宅地の造成など、土地の形質を変更することで自然環境に大きな影響を及ぼす行為は、あらかじめ知事の許可が必要と定めている。このうち、30,000㎡以上の規模のものについては、東京都自然環境保全審議会の意見を聴くこととなっている。

なお、国の機関及び地方公共団体の行う行為等については、許可申請に代えて、あらかじめ知事と協議することとしている。

また、丘陵地の自然環境の保全と活用を図るとともに、秩序ある開発が行われることを目的に、「丘陵地における適正開発のための指導指針」（平成3年9月施行）に基づく指導を行っている。

さらに開発許可を受けた残土処分場において残土の崩壊事故が発生したことを契機に、土砂崩壊等を未然に防止するために、令和3年3月に条例施行規則を改正して審査基準を強化し、新たに監視指導指針を策定するとともに、事業者向けに開発許可の手引〔特定切盛土編〕を公表した。

14 民間財団との協働による環境体験学習事業の実施

[自然環境部緑環境課]

都は、大量の生物資源を消費する都市として、自然環境や生物多様性に配慮した持続可能な都市を築いていくために、広く都民や企業、NPO等のあらゆる主体と連携した施策の展開や、各主体が自然環境保全の重要性を理解した上で、主体的に行動するよう促す取組が必要である。

また、企業等の社会的責任（CSR）が広く認知され、環境貢献活動への意欲が増大しており、意欲と経験に富む企業等と行政が連携することにより、これまで以上に有効な施策展開が可能となっている。

こうした背景を踏まえ、都は一般財団法人セブン-イレブン記念財団と平成26年6月27日に協定書を取り交わし、八王子市川町にある緑豊かな都有地で、都として初めて民間の資金やノウハウを生かし、拠点施設を構えて自然環境の保全と環境体験学習事業を展開していくこととし、平成26年度末に拠点施設が完成した。

施設の名称を「高尾の森自然学校」とし、平成27年4月10日に開校式を執り行い、平成27年5月から一般都民向けの自然観察や森林整備体験等の環境体験学習プログラムを開始している。

「高尾の森自然学校」の運営や拠点施設の整備は一般財団法人セブン-イレブン記念財団が行い、都は上下水道などの基盤整備、事業への助言・協力を行う。

また、地元団体や学校等から構成される運営協議会を年数回開き、意見を反映しながら運営を行っていく。

15 森林の再生

[自然環境部緑環境課]

(1) 森林再生事業

手入れされていないスギ、ヒノキの人工林では、地面に光が当たらず、下層植生の生えない裸地化した森林が増加し、土砂の流出や野生動植物の生息環境の悪化など森林の公益的機能が低下している。

このため都では、手入れの遅れている多摩のスギ、ヒノキの人工林において、間伐を行って下層植生の生育を促し、森林の公益的機能を回復させ、将来的には針葉樹と広葉樹の混じった針広混交林化を目指す多摩の森林再生事業を平成14年度から50年間の計画で実施することとした。

本事業では、都が森林所有者と25年間の協定を締結し、地元市町村に間伐作業を委託しており、平成14年度から令和6年度までの新規間伐面積は8,220haである。

また、平成26年度から2回目の間伐を行っており、令和6年度までに4,518haを実施した。

令和7年度からは、事業の対象を市町村有林へ拡大し、一体的な森林環境の保全に向け事業を促進していく。

(2) 枝打ち事業（水の浸透を高める枝打ち事業）

森林再生事業実施地を対象に、平成18年度から平成27年度まで花粉症発生源対策としての枝打ち事業（花粉対策事業）を1,538ha実施した。

平成28年度からは、森林内の水の浸透機能向上及び表土流出の防止を目的として、枝下から高さ4m分の枝を落とす枝打ち事業を開始し、令和6年度までに1,129haを実施した。

(3) 林地開発許可

地域森林計画の対象となっている民有林で、改変する区域が1haを超える開発行為を行う場合、森林の適正な利用を確保するために開発の許可及び指導監督を行う。

(4) 森林保全巡視

保安林や入山者の多い森林を対象に、無許可伐採や盗掘などの違反行為に対する監視、指導及び山火事の予防の普及啓発を行うために巡視活動を行う。

(5) 森林病虫害等防除

防風、防潮など公益的機能が高い松林や景観の維持及び保健休養のために重要な松林を松くい虫の被害から守るため、森林病虫害等防除法に基づき、防除事業に助成する。

また、島しょにおけるエダシヤク類等の防除事業に対しても助成する。

図表2-2-3 保全地域の概要（令和7年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
1	野火止用水歴史環境保全地域	小平市中島町から東久留米市小山五丁目に至る野火止用水路及び隣接樹林
2	七国山緑地保全地域	町田市 山崎町、野津田町
3	海道緑地保全地域	武蔵村山市 伊奈平四丁目、五丁目
4	東豊田緑地保全地域	日野市 多摩平二丁目、七丁目、豊田、東豊田三丁目
5	勝沼城跡歴史環境保全地域	青梅市 東青梅六丁目、吹上、師岡町一丁目
6	谷保の城山歴史環境保全地域	国立市 谷保字栗原
7	矢川緑地保全地域	立川市 羽衣町三丁目
8	図師小野路歴史環境保全地域	町田市 図師町、小野路町
9	桧原南部自然環境保全地域	西多摩郡檜原村 字本宿、字南郷
10	南沢緑地保全地域	東久留米市 南沢三丁目
11	清瀬松山緑地保全地域	清瀬市 松山三丁目
12	南町緑地保全地域	東久留米市 南町三丁目
13	八王子東中野緑地保全地域	八王子市 東中野
14	瀬戸岡歴史環境保全地域	あきる野市 瀬戸岡字上賀多
15	清瀬中里緑地保全地域	清瀬市 中里二丁目
16	小山緑地保全地域	東久留米市 小山一丁目、三丁目
17	氷川台緑地保全地域	東久留米市 氷川台一丁目
18	宇津木緑地保全地域	八王子市 宇津木町
19	清瀬御殿山緑地保全地域	清瀬市 下清戸二丁目、中清戸四丁目
20	宝生寺緑地保全地域	八王子市 西寺方町、川口町
21	八王子大谷緑地保全地域	八王子市 大谷町
22	碧山森緑地保全地域	西東京市 中町三丁目
23	国分寺姿見の池緑地保全地域	国分寺市 西恋が窪一丁目
24	小比企緑地保全地域	八王子市 小比企町
25	保谷北町緑地保全地域	西東京市 北町五丁目
26	前沢緑地保全地域	東久留米市 前沢三丁目

	名 称	所 在 地
27	東久留米金山緑地保全地域	東久留米市 金山町一丁目
28	立川崖線緑地保全地域	国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市及び青梅市に連なる立川崖線上の樹林地
29	国分寺崖線緑地保全地域	調布市、三鷹市、小金井市及び国分寺市に連なる国分寺崖線上の樹林地
30	八王子石川町緑地保全地域	八王子市 石川町
31	戸吹緑地保全地域	八王子市 戸吹町
32	町田代官屋敷緑地保全地域	町田市 金井六丁目、八丁目
33	柳窪緑地保全地域	東久留米市 柳窪四丁目、五丁目
34	八王子館町緑地保全地域	八王子市 館町
35	八王子長房緑地保全地域	八王子市 長房町、元八王子町二丁目、城山手二丁目
36	町田関ノ上緑地保全地域	町田市 野津田町字関ノ上、字並木
37	八王子川口緑地保全地域	八王子市 川口町
38	東村山大沼田緑地保全地域	東村山市 青葉町三丁目
39	東村山下堀緑地保全地域	東村山市 青葉町二丁目
40	八王子戸吹北緑地保全地域	八王子市 戸吹町
41	日野東光寺緑地保全地域	日野市 栄町五丁目
42	町田民権の森緑地保全地域	町田市 野津田町字丸山
43	玉川上水歴史環境保全地域	玉川上水路の羽村市（羽村取水口）から新宿区（四谷大木戸）までの区間の水道局所管管理用地のうち開渠部分
44	青梅上成木森林環境保全地域	青梅市 成木七丁目
45	横沢入里山保全地域	あきる野市 横沢
46	多摩東寺方緑地保全地域	多摩市 東寺方、桜が丘四丁目
47	八王子堀之内里山保全地域	八王子市 堀之内
48	八王子暁町緑地保全地域	八王子市 暁町三丁目
49	八王子滝山里山保全地域	八王子市 滝山町一丁目、梅坪町
50	連光寺・若葉台里山保全地域	多摩市 連光寺六丁目 稲城市 若葉台四丁目
51	矢川おんだし里山保全地域	国立市 矢川三丁目、泉五丁目
合 計	51 地 域	指定面積 7, 612, 150㎡
	3 区 2 4 市 1 村	公有地面積 6, 514, 127㎡

第 2 節 自然とのふれあい

[自然環境部緑環境課]

1 自然公園

(1) 自然公園制度

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした公園である。我が国の自然公園は、土地の権原の有無にかかわらず一定の条件を持つ自然の風景地を公園として指定するという地域制公園と呼ばれる制度を採っている。

自然公園は、自然公園法に基づき、その規模及び景観の程度により国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に区分されている。国立公園は我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって、国が指定し、公園計画も国が定める。自然公園法に基づく許認可などの行政管理責任は国にある。国定公園とは、国立公園に準ずる自然の風景地で、都道府県の申し出により国が指定し、公園計画も国が定めるが、自然公園法に基づく行政管理責任は都道府県にある。都道府県立自然公園は、都道府県を代表する自然の風景地で、都道府県が指定し、公園計画も都道府県が定める。自然公園法に基づく行政管理責任は都道府県にある。

ア 公園計画

自然公園制度においては、自然公園の保護と利用を適正に行うために、公園ごとに公園計画が定められており、この公園計画に基づいて公園内の規制の強弱や施設の配置等を決めている。公園計画は規制計画と事業計画の2つに大別される。

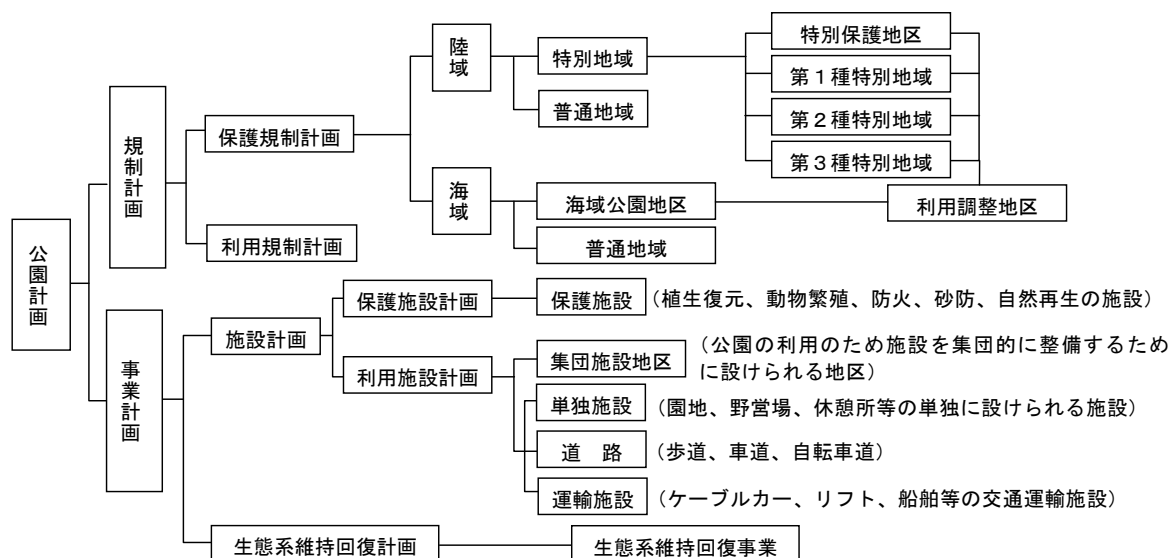
(7) 規制計画(保護規制計画・利用規制計画)

無秩序な開発や利用の増大に対して、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図る計画で、保護規制計画と利用規制計画がある。保護規制計画は、規制される行為の種類や規模が公園の地種区分に応じて定められ、自然環境や利用状況を考慮して特別保護地区、第1種～第3種特別地域、海域公園地区、普通地域の6つの地種区分を設けている。利用規制計画では、利用が多すぎて自然環境が破壊されるおそれが生じたり、適正で円滑な利用が損なわれたりしている地域に利用調整地区を設け、立ち入ることのできる期間や人数を制限するなど、良好な自然景観の保護と適正な利用を図っている。

(4) 事業計画(施設計画・生態系維持回復計画)

公園の景観及び景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、生態系の維持又は回復等を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画で、施設計画と生態系維持回復計画がある。施設計画は、適正に公園を利用するために必要な施設、荒廃した自然環境の復元や危険防止のために必要な施設を計画し、それぞれの計画に基づき公園事業として施設の設置を行う。生態系維持管理計画は、シカなどによる食害、他地域から侵入した動植物による在来動植物の駆逐などによる生態系への被害が予想される場合、あるいは被害が生じている場合に、食害をもたらすシカ等の捕獲、外来種の駆除、自然植生の保護などの取組を予防的・順応的に実施することにより、優れた自然の風景地を維持・回復するための計画である。

図表2-2-4 自然公園の計画体系図



(2) 東京都の自然公園

都には、現在、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園及び明治の森高尾国定公園並びに6か所の都立自然公園がある。その総面積は79,888haで、東京都総面積の約36%を占め、代表的な自然の風景地のほとんど全部が網羅されている。

我が国では、昭和6年の国立公園法公布により自然公園制度が発足している。東京都における自然公園の歴史は、昭和10年に着手された内務省による東京緑地計画に基づく景園地事業と、自然公園として整備された大島公園事業に始まるが、法制上の自然公園は、秩父多摩国立公園(現在の秩父多摩甲斐国立公園)が指定された昭和25年が始まりである。その後、昭和30年に伊豆七島国定公園、昭和42年に明治の森高尾国定公園がそれぞれ指定された。伊豆七島国定公園は昭和39年に富士箱根伊豆国立公園に編入された。

また、昭和43年6月に我が国に返還された小笠原諸島は、昭和47年に国立公園に指定された。

なお、昭和32年に国立公園法に代わって自然公園法が公布されている。

都立自然公園は、東京都立自然公園条例により昭和25年から昭和28年までにかけて、滝山など8公園が順次指定された。昭和50年8月「自然公園のあり方について」の東京都公園審議会の答申を踏まえて、江戸川水郷自然公園(昭和54年1月16日)及び武蔵野自然公園(昭和55年3月27日)の指定を解除し、現在は6公園である。

図表2-2-5 東京都における自然公園の指定状況（令和7年4月1日現在）

種別	公園名	指定年月日 当初指定	現面積 単位 ha	特 別 地 域				普通地域
				特別保護	第1種	第2種	第3種	
国立	秩父多摩甲斐	昭25.7.10	35,298	148	2,539	4,934	7,343	20,334
	富士箱根伊豆	昭39.7.7	27,505	2,503	2,354	4,929	14,017	3,702
	小笠原	昭47.10.16	6,629	4,934	949	534	194	18
	小計		69,432	7,585	5,842	10,397	21,554	24,054
国定	明治の森高尾	昭42.12.11	770	0	144	49	577	0
都立	滝山	昭25.11.7	661	0	0	0	0	661
	高尾陣場	昭25.11.23	4,403	0	23	20	1,255	3,105
	多摩丘陵	昭25.11.23	1,959	0	0	0	0	1,959
	狭山	昭26.3.9	775	0	0	0	0	775
	羽村草花丘陵	昭28.3.15	553	0	0	0	0	553
	秋川丘陵	昭28.10.1	1,335	0	0	0	0	1,335
	小計		9,686	0	23	20	1,255	8,388
計			79,888	7,585	6,009	10,466	23,386	32,442

(3) 行為規制（許認可・事業執行協議）

都は、国立公園、国定公園及び都立自然公園内における開発行為等に対する許認可等を行っている。

(4) 施設整備（自然公園施設）

自然公園内には、亜熱帯植物が繁る八丈植物公園やキャンプ場が整備された羽伏浦公園など自然公園条例に基づく「自然ふれあい公園」を6箇所設置している。

また、遊歩道、トイレ、休憩舎、キャンプ場、ビジターセンターなどを公園事業として整備・管理している。現在、これらのうち一部の施設の管理において指定管理者制度を導入している。山のふるさと村（奥多摩湖畔公園）、多幸湾公園は、平成18年度にそれぞれ奥多摩町、神津島村を指定管理者とし、令和6年度に指定管理者の再指定を行った。小峰公園は平成20年度（令和5年度に再指定）から、小笠原ビジターセンターは平成23年度（令和5年度に再指定）から、いずれも公益財団法人東京都公園協会を指定管理者とした。奥多摩ビジターセンターは平成22年度から、公益財団法人東京都公園協会を指定管理者としてきたが、令和2年度（令和7年度に再指定）の再指定の際、民間業者が指定管理者として選定された。高尾ビジターセンター、御岳ビジターセンター、御岳インフォメーションセンターは、平成30年度に民間事業者を指定管理者とし、令和5年度に指定管理者の再指定を行った。

図表2-2-6 自然公園施設 主要施設数（令和7年4月1日現在）

トイレ	125棟	キャンプ場	9か所 (うち休止4か所)
休憩舎	96棟	避難小屋	6棟
ビジターセンター※	8棟	歩道	約400km
動物園	1園	植物園	1園

※インフォメーションセンターを含む。

(5) 普及啓発事業

利用者に自然への理解を深めてもらうため、都は自然の保護と利用の両面において調和のとれた施策を展開してきている。奥多摩や八丈島など7か所にビジターセンターを設置し、公園利用者に対するきめ細かな解説・情報提供を行い、更に大島公園や多幸湾公園も含めて自然教室など自然とのふれあいの行事を実施している。

図表2-2-7 ビジターセンター利用実績（令和6年度）（単位：千人）

施設名	利用者数
奥多摩ビジターセンター	19
山のふるさと村ビジターセンター	14
御岳ビジターセンター	53
八丈ビジターセンター	40
高尾ビジターセンター	154
小峰ビジターセンター	36
小笠原ビジターセンター	18

※インフォメーションセンターは集計なし

(6) 東京都レンジャーの配置

自然公園地域では、本来の在るべき姿が脅かされている。都では、自然公園の適正な利用を誘導し、東京に残された貴重な自然を守っていくため、独自の東京都レンジャー制度を創設した。平成16年度から多摩地域と小笠原諸島に配置し、平成28年度までは定数19名であったが、平成29年度に6名増員し、現在25名となっている。

主な業務として、現場を巡回しながら観光客に利用マナーの普及啓発、盗掘や密猟など違法行為の監視、利用者の安全確保のための遊歩道や標識など施設の点検などを行っている。このほか、小笠原諸島では、世界自然遺産登録後の外来種対策として、動植物の持込みや持ち出しの監視を行うとともに、地元の観光業者やガイドへの指導などを行っている。

(7) 自然公園ビジョン

自然公園では、利用者層の多様化に合わせた環境整備や、外国人旅行者等の増加を念頭に置いた地域の観光資源との連携、積極的な自然再生など、新しい時代にふさわしい自然公園の取組を進めていく必要が生じている。

このため、自然公園の持つ魅力を更に拡充し、豊かな自然を守りながら、国内外からの多くの利用者にその素晴らしさを体感してもらえよう、自然公園のあるべき姿や戦略的な施策展開の方向性を盛り込んだ新たなビジョンを平成29年5月に策定した。

ビジョンでは東京の自然公園が目指す姿を「Ⅰ 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」、「Ⅱ 人と自然との関係を取りもつ自然公園」及び「Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」の3点にまとめ、施策の方向性を示した。

＜目指す姿（目標）と施策の方向性＞

I 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園

- (1) 自然環境の状況を的確に把握し、情報の収集・分析を行う
- (2) 植生回復や外来種対策などにより積極的に自然環境の保全・再生を行う
- (3) 地域や地元自治体、土地所有者等の関係者と目標を共有し、良好な自然環境や景観の保全を行う
- (4) 規制区域の見直しや、行政区域や事業の垣根を越えた連携を行うことにより貴重な自然を守る

II 人と自然との関係をとirimott自然公園

- (1) 自然公園が広がる地域の暮らし（文化・産業等）と自然のつながりを再生し、地域の魅力や活力を引き出す
- (2) 人の営みと自然との関係性を実感できる環境を整える
- (3) 地域における営みを支え自然環境の守り手ともなる人材の育成等を行う

III 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園

- (1) 安全・安心・快適な利用環境の確保により、内外の多くの人が訪れやすい観光資源として活用する
- (2) 東京の豊かな自然の魅力や価値を多くの人に伝える
- (3) 自然公園内及び自然公園間の回遊性を向上させる
- (4) 民間事業者やボランティア等多様な主体と連携する

(8) 管理運営協議会の運営

自然公園の良好な自然環境や景観を保全し、利用とのバランスを図るには、地域や土地所有者等と目標を共有し、連携することが必要であることから、管理運営協議会の場を活用し、自然環境や景観の保全、利用ルール of 普及啓発を実施している。

協議会は、平成29年11月に高尾地区に、平成30年7月に御岳地区に設置している。

(9) 東京都版エコツーリズムの推進

島しょ地域で将来にわたり保護すべき貴重な自然がある地区においては、自然の保護と適正な利用を図るための制度として、東京都版エコツーリズムを導入している。各地区では、東京都認定ガイドの同行を義務付け、利用する区域や経路、時期等についてルールを策定するとともに、自然環境の変化について定期的にモニタリングすることで情報の蓄積を行っている。小笠原諸島の南島と母島石門一帯で平成15年4月から、伊豆諸島の御蔵島で平成16年4月から導入している。

これに加え、三宅島においては、雄山の噴火が収まってきたことから令和元年6月に利用ルールを定め、新型コロナウイルスの影響による延期を経て、令和4年6月に導入を開始した。

(10) 安全・安心・快適な利用環境の整備

自然公園を誰もが快適に利用できるよう、洋式化や、水洗化などを含むトイレの計画的整備を行う。

また、標識の多言語化や障がい者への配慮等についても対応を進めていく。

(11) 民間事業者等との連携

自然公園における多様なニーズに対応するために、民間事業者のノウハウ等を活用し連携を図ることで、自然公園事業を推進している。

平成28年4月から大塚製薬株式会社と連携し、自然公園でのボランティア活動に必要な物品の確保、自然公園利用者をはじめとする都民に対しての熱中症対策等、安全で快適なアウトドア活動等の普及啓発などを行った。

また、平成30年4月から住友林業株式会社と連携し、自然環境調査や、在来植物の種等の利用促進・木材等林産物の利用促進・自然公園の魅力についての普及啓発などを行った。

(12) 山の日全国大会の開催

令和6年に第8回「山の日」全国大会が東京都で開催され、生活に恵みを与えてくれる東京の山々や豊かな生物多様性について多くの方々への理解を広め、楽しみながら体感してもらえるイベントを行った。

2 首都圏近郊緑地

首都圏近郊緑地は、大都市の周辺における緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街地化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された。都では多摩丘陵北部近郊緑地保全区域（約264ha）、滝山近郊緑地保全区域（約488ha）及び狭山近郊緑地保全区域（約725ha）の3か所が指定されている（指定年月日、昭和42年2月16日）。

都の首都圏近郊緑地は全て普通地域であり、建築物その他工作物の新・改・増築、土地の形状変更、木竹の伐採、水面の埋立てなどの行為をする場合、届出をすることになっている。

3 都民の森

都民が森林に対する理解を深め、自然に親しむレクリエーション活動を行う場を提供することにより、東京における森林の健全な育成及び活用並びに都民の健康の増進を図り、併せて林業及び地域の振興に役立てるため、檜原都民の森及び奥多摩都民の森の2施設において管理運営を行っている。

なお、平成18年度から指定管理者制度を導入し、それぞれ檜原村、奥多摩町を指定管理者とし、令和6年度に指定管理者の再指定を行った。

4 小笠原諸島世界自然遺産の保全

(1) 世界自然遺産への登録

都は、国及び小笠原村とともに、独特の地質や生物が存在する小笠原諸島の世界自然遺産登録を目指してきた。平成23年6月24日、パリのユネスコ本部で開催された世界遺産委員会において、登録が決定した（登録の実施は平成23年6月29日）。

小笠原諸島の世界自然遺産としての価値

○生態系（生物進化の過程）

小笠原諸島の生物相は、大陸と一度も陸続きになったことがない隔離された環境の中で、様々な進化を遂げて多くの種に分化した生物から構成され、小笠原諸島にしかない固有種の率が高い。特にその率は、陸産貝類と維管束植物において並外れて高い。登録された地域は、海洋島生態系における進化の過程を代表する顕著な見本である。

(2) 登録までの主な経緯

平成15年5月

「世界自然遺産候補地に関する検討会」（環境省、林野庁）が、小笠原諸島を世界自然遺産の候補地として選定

平成19年1月

世界遺産委員会事務局（ユネスコ世界遺産センター）へ暫定リストを提出

平成22年1月

同事務局へ正式な推薦書を提出

同年7月

同事務局の諮問機関の国際自然保護連合（IUCN）が現地調査を実施

平成23年6月24日

パリで開催された世界遺産委員会で登録決定（登録の実施は同年6月29日）

(3) 世界自然遺産の保全の取組

ア 外来種対策

小笠原諸島以外から運び込まれた外来種が、島の固有の動植物に大きな影響を与えていることから、世界遺産を保全するための外来種対策に取り組んでいる。特に小笠原特有の植生に対して影響の大きいノヤギやアカギ、ギンネム、モクマオウなどの対策、訪花性昆虫を含む固有の昆虫類に対して影響の大きいグリーンアノール対策、アカガシラカラスバトや海鳥類に対して影響の大きいノネコ対策及びオガサワラカワラヒワの保全対策等を環境省、林野庁及び小笠原村と共同して推進している。さらに、外来ネズミやプラナリア類、ツヤオオズアリ等、小笠原の生態系に問題を起こす外来種は多いことから、より一層の連携と対策強化を図る必要がある。

都はノヤギ排除を平成9年度から実施しており、^{なこうどじま} 媒島、^{むこじま} 聳島、兄島、弟島等の無人島では根絶を達成した。現在は唯一残る父島での根絶を目指している。ノヤギを排除後、聳島列島では、クロアシアホウドリなどのアホウドリ類の生息数が増加しており、平成26年5月には戦後初めて媒島でアホウドリの雛が確認された。父島や母島でノネコ対策を行い、アカガシラカラスバトの生息数が増加している。

環境省及び都をはじめとした関係機関は、平成25年に兄島で侵入が見つかったグリーンアノ

ール対策として、探索、捕獲、遮断の作業を行っているが、東京都も拡散を防ぐため平成28・29年度に遮断施設（Cライン）の整備を行った。

また、外来生物の島外への拡散防止のため、東京都レンジャーによる普及啓発を実施するとともに、おがさわら丸やはしま丸の乗下船時に靴底洗浄を行うなど新たな外来種の侵入を防止する取組を推進している。

イ 普及啓発

登録後の遺産価値を保全していくためには、島民や観光客が小笠原諸島世界自然遺産に関する理解を深め、自然を保全していく意識を持つことが必要である。このため、小笠原ビジターセンターや各種イベントなどを活用して普及啓発に取り組んでいる。

第 3 節 野生動植物対策

[自然環境部計画課]

1 野生動植物の保護と管理

緑の減少に伴う生きものの生息・生育空間の縮小や、外来生物による生態系のかく乱などにより、都内においても生物多様性が脅かされている。

生きものは、様々に関係し合いながら、自然環境の基礎となる生態系を形作っていることから、生物多様性の確保は、生態系のバランスを維持する上でも極めて重要である。

都は、緑の保全・創出を図る施策を推進し、生きものの生息・生育空間の確保に努めていくとともに、都内の希少野生動植物種のリストである「東京都の保護上重要な野生動植物種」の活用などにより、野生動植物の保護を図っていく。

(1) 東京都の保護上重要な野生動植物種（東京都版レッドリスト）

東京における野生動植物の置かれた状況について情報を提供するとともに、その適切な保護施策実施のための基礎資料とすることを目的に、平成10年3月、「東京都の保護上重要な野生動植物種」を策定した。これは、東京に生息・生育する野生生物について、生物学的観点等から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定しリストにまとめたもの（レッドリスト）である。

野生生物の生息・生育状況は年月とともに変化するため、平成21年度に本土部のレッドリストを、平成22年度に島しょ部のレッドリストを改定した。平成30年度からは2度目の改定に着手しており、令和3年4月には、本土部のレッドリストを改定し、「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年版」を、令和5年4月には一部評価等を見直した「東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）2020年見直し版」を公表した。

また、レッドリストについて都民の理解を深め、普及啓発を図るため、レッドリストに掲載された動植物の種について、写真等を添えて分かりやすく解説したレッドデータブックを作成している。令和5年4月には、本土部のレッドリスト改定に伴い、「東京都レッドデータブック（本土部）2023」を公表した。

現在は、島しょ部のレッドリスト及びレッドデータブックの改定に向けて、調査等を行っている。

今後はこうした情報を活用しながら、令和7年3月に公表した「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」に基づき、生態系に着目した保全、種に着目した保全、外来種対策の実践の促進等、保護上重要な野生生物の保全策を強化していく。また、DXを活用した都民参加型による生きもの情報収集を行い、生物多様性保全・回復の基盤となる都内の野生生物目録の策定を進めていく。

(2) 希少野生生物保護対策

ア 野生動植物保護地区の指定

自然保護条例の規定に基づく野生動植物保護地区を、八王子東中野緑地保全地域、図師小野路歴史環境保全地域、横沢入里山保全地域及び連光寺・若葉台里山保全地域内に指定し、タマノカンアオイ等12種類の植物、ゲンジボタル、キバサナギガイ等10種類程度の動物を保護している。

イ 希少野生生物の保護増殖

個体数が極めて少ない小笠原諸島固有の鳥類であるアカガシラカラスバトの絶滅の危険性を

回避するため、平成12年度から恩賜上野動物園で人工飼育による保護増殖に取り組み、平成14年に初めて繁殖に成功し、飼育中である。国の保護増殖事業に基づき引き続き飼育ペアによる増殖を進めていく。

(3) 外来生物対策

平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）を受け、庁内関係部署、環境省、区市町村等と連携し、特定外来生物の駆除などの対策を進めている。

大島においては、外来生物法に規定する防除実施計画に基づき、生態系や農林業などに被害をもたらしているキョンの駆除及び生息状況調査を実施している。平成28年度からは、捕獲拡大のため組織的な銃器捕獲等を進めるとともに、キョンの移動を妨げるための柵の設置を開始した。平成29年度には、キョン捕獲の機運を高め、より多くの捕獲につながるよう、捕獲チーム「キョンとるず」を結成した。令和元年度からは、外来生物法に基づき、全国で初めて地権者が不明な土地等における捕獲を開始した。令和7年度は、引き続き捕獲事業を展開し、根絶に向けた取組を推進していく。

生態系被害や農林業への被害とともに、生活被害ももたらすアライグマ及びハクビシンについては、平成25年度に東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画を策定し、区市町村が行う駆除事業に対する技術的支援を行うとともに、都民への普及啓発を実施している。

また、平成26年9月に特定外来生物「セアカゴケグモ」が都内で初めて発見されたことを受けて、平成27年度から、セアカゴケグモ等人の生命・身体に被害を及ぼす特定外来生物16種について、発見時の対応マニュアルの配布や情報共有のための連絡協議会の開催等による区市町村への支援、ホームページを活用して都民に対する普及啓発等を行っている。

平成29年6月には、南米原産の有毒のヒアリが兵庫県で国内初確認され、東京港でも同年7月にヒアリ及びアカカミアリが確認されたため、港湾局と連携し、国及び庁内関連部局、関係区等を含めた「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を同月に設置した。その後、令和元年10月に東京港でヒアリの有翅女王アリが確認され、周辺地区への拡散が懸念されたことから、確認地区やその周辺において詳細な調査や対策を実施している。併せて、区市町村職員向けのヒアリ等の見分け方に関する技術講習会の実施、Xやフェイスブックを活用した都民への注意喚起など、関係各人が危険な外来生物に関して適切な対応ができるよう取り組んでいる。

平成27年に都内で初確認されたサクラやモモ、ウメなどの樹木を食害して枯死させるクビアカツヤカミキリについては、平成31年4月に被害の確認方法や防除手法等を取りまとめた「クビアカツヤカミキリ防除指針」を初めて作成し、新たな情報や知見を加えながら随時更新するとともに、令和元年度以降は既知の確認地域周辺における侵入状況調査や区市町村職員向けの講習会を実施するなど、本種の防除に向けた知見の普及と気運の醸成に取り組んでいる。

令和5年6月1日から、外来生物法の改定により、条件付特定外来生物に指定されたアカミミガメとアメリカザリガニは、ペットとして飼育されていることが多いため、野外放出を招かないように令和5年度に都、警視庁、環境省及び小学館の4者がタイアップした啓発ポスターを制作して普及啓発を行うとともに、手引や動画等を作成し、野外に生息している個体に対する対策を推進していく。

また、荒川流域で生息が確認されたナガエツルノゲイトウは、河川管理者や流域自治体と情報

共有を行うとともに、都内での分布状況の把握や対策事例などを盛り込んだ防除の手引等の作成をする。

今後の外来種対策の効果的、効率的な事業展開の推進に向けては、国の動向を注視しながら、東京の地域特性に応じた対策の優先度や実践の方向性を示した外来種対策リスト等の作成を進めている。

2 鳥獣保護管理及び狩猟免許等

環境及び生物多様性の保全の視点から、自然を構成する重要な要素の一つである野生動物との共生を目指すことを第一として、農林水産業の振興との調和を図りつつ、効果的・効率的な事業展開を進めている。

(1) 鳥獣保護管理事業計画

環境大臣が定める指針に基づき都道府県が策定するもので、鳥獣保護管理事業の行政目標を示す計画である。令和4年度からは、第13次東京都鳥獣保護管理事業計画（5か年計画）に基づき事業を進めている。

(2) 狩猟鳥獣、狩猟免許、狩猟者登録

野生鳥獣は、原則として捕獲が禁止されているが、環境省が定めるマガモなど鳥類26種、ノウサギなどの哺乳類20種の狩猟鳥獣については、狩猟者が狩猟期間に限り法定猟具を使用して捕獲することができる。

狩猟者は、狩猟免許を取得し、狩猟を行う場所を管轄する各都道府県へ狩猟者登録を行った上で狩猟を行うものとされている。

狩猟免許は、狩猟免許試験に合格した者に交付している（令和6年度、約1,400件）。

狩猟免許取得者は、3年ごとに適性検査に合格し、講習会を受講した者が免許を更新している。都では、令和6年3月31日現在約7,900件の免許が所持されている。

都への令和5年度狩猟者登録件数は、約400件で、そのうち都内在住者による登録件数は約9割を占める。

都内での狩猟期間中の捕獲数は、鳥類約240羽、哺乳類約720頭である（令和5年度）。

(3) 鳥獣保護区、特別保護地区（国指定及び都指定）等

鳥獣保護区は、環境大臣又は都道府県知事が野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定し、狩猟による捕獲（有害鳥獣捕獲等の場合を除く。）を禁止している。

また、特に野生鳥獣の保護繁殖を図るために特別保護地区を指定し、一定の開発行為は許可対象としている。

都内では、奥多摩鳥獣保護区など47か所、約72,000haの鳥獣保護区と奥多摩特別保護地区など14か所、約5,200haの特別保護地区を指定している。

また、小笠原村で小笠原群島特別保護指定区域3haが指定されている。令和元年度には、国により、小笠原群島特別保護地区及び特別保護指定区域の面積が拡大された。

(4) 鳥獣捕獲許可（特例）

野生鳥獣は原則として捕獲が禁止されているが、学術研究や有害鳥獣捕獲（農作物被害、生活環境被害等の防止）などを目的とする場合に限り、特例の捕獲許可行為を行う。

有害鳥獣捕獲による捕獲数は、カラス約5,000羽、ドバト約4,600羽など鳥類約10,400羽及びタイワンリス約12,800頭など哺乳類約23,500頭である（令和5年度）。

(5) 鳥獣保護管理推進員

鳥獣保護管理業務の円滑な推進を図るため、令和7年4月1日現在、61名に東京都鳥獣保護管理推進員を委嘱している（令和2年度からの制度変更に伴い、名称を鳥獣保護管理員から鳥獣保護管理推進員に改称）。鳥獣保護管理推進員は、都からの委嘱業務として、狩猟取締り、鳥獣関係調査、立入検査、保護思想の普及啓発などの活動を行っている。特に、平成15年度からは、密猟・違法飼養の取締りに重点をおいている。

(6) 傷病鳥獣の保護

カラス、ドバト、外来種等を除く野生の傷病鳥獣を対象に、獣医師団体及びNPO法人との委託契約により、治療、一時保護飼養を行っている。令和6年度は、約440件の実績があった。

また、野生に戻れる状態まで鳥獣を保護・飼養する都民ボランティアを、傷病野生鳥獣保護サポーターとして登録する制度を設け、傷病鳥獣の保護事業の充実と普及啓発を図っている。

(7) 普及啓発

令和7年4月1日現在で愛鳥モデル校として16校を指定し、活動の支援を行っている。

毎年、愛鳥週間ポスターコンクールを行っており、令和6年度は24作品の応募があった。

(8) カラス対策

平成13年12月からカラスの捕獲を開始し、令和5年度末までの捕獲累計は、約248,000羽となった。

都内のカラスの生息数は、平成13年12月調査で約36,400羽が確認されていたが、対策開始から20年以上が経過した令和5年度末には、約8,300羽となっている。

また、都庁に寄せられた苦情・相談件数は、平成13年度に比べ約90%減少している。

(9) シカ対策

奥多摩の森林で急増したシカによる食害は、農林業への被害にとどまらず、自然植生の消失や土砂流出をもたらす深刻な事態となった。

この対策として、平成17年度に鳥獣保護法に基づく「東京都シカ保護管理計画」を策定し、人とシカの共存を目指した管理を開始した。

平成26年に鳥獣保護法が鳥獣保護管理法に改正され、第二種特定鳥獣（生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣）が規定されたことを踏まえ、現在は令和3年度末に策定した「第6期東京都第二種シカ管理計画」により、指定管理鳥獣捕獲等事業の開始等、計画的な捕獲による適正数への管理を目指した取組を進めている。

シカの生息状況や生息環境は常に変化しているため、毎年のモニタリング調査により、計画の評価・検討・修正を実施していく。

(10) ツキノワグマ対策

都内では、ツキノワグマを絶滅のおそれのある種として評価しており、平成20年度からツキノワグマの狩猟禁止を継続している。

一方で、人身被害発生のおそれがあることから市町村に対しツキノワグマの有害鳥獣捕獲を許可しているが、捕獲を最小限に抑えるため、市町村と連携しながら防除対策を進めている。

また、生息状況調査等を実施して実態把握に努めていくとともに、DXを活用した目撃等の情報発信や普及啓発活動も行うなどして、地域住民等の安全・安心を確保していく。

第 4 節 水環境の保全

[自然環境部水環境課]

1 水質汚濁の現状

(1) 環境基準達成状況（公共用水域）

健康項目は、全ての地点で環境基準を達成した。生活環境項目は、河川では生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準の達成率が令和6年度90%（令和5年度93%）、海域では化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率が令和6年度25%（令和5年度25%）であった。

図表2-2-8 環境基準達成状況（公共用水域）

環境基準項目	項 目	環 境 基 準 達 成 率	
		令和6年度	令和5年度
健康項目	カドミウム等27項目	100%（119/119）	100%（119/119）
生活環境項目	河川	BOD	90%（53/59）
	湖沼	COD	0%（0/1）
		全りん	0%（0/1）
	海域	COD	25%（1/4）
		全窒素	100%（1/1）
		全りん	100%（1/1）

- （注） 1 健康項目の環境基準達成率の（ ）内は、（環境基準達成地点数/河川・湖沼・海域の調査地点数）を示している。
 2 生活環境項目の環境基準達成率の（ ）内は、（環境基準達成水域数/類型指定水域数）を示している。
 3 海域の環境基準達成の評価は、千葉県や神奈川県を含めた1都2県の水域で行う。

2 水質監視の体系

(1) 水質測定調査等（令和7年度）

ア 測定調査

水質測定計画（水質汚濁防止法第16条）に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況を常時監視（同法第15条）し、水質汚濁防止対策に資する。

【公共用水域】

- ・測定項目：水質99項目、底質23項目
- ・測定地点：河川70地点、湖沼2地点、海域50地点（東京都測定分）
（後掲の「測定地点図」参照）
- ・測定頻度：1～2回/日、2～12日/年（2～24回/年）※追跡調査、補完調査も実施

図表2-2-9 河川等の水質測定計画（令和7年度）

測定地点			水 質		底 質	
	測定機関		東京都	その他	東京都	その他
	河 川		70	国土交通省：22 八王子市：9 町田市：4	23	国土交通省：15 八王子市：4 町田市：3
	小計		105		45	
	湖 沼		2	—	2	—
	海 域	運 河	19	—	6	—
		内 湾	31	—	8	—
	合 計		157		61	
測定項目（水質）	現地測定項目（10項目）		気温、水温、色相、臭気、透視度、流量、透明度、風向、風速、塩分			
	健康項目 (27項目)		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀（ただし、アルキル水銀は総水銀が環境基準を超えて検出された場合に分析を行う。）、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン			
	生活環境項目 (12項目)		pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全りん、ノルマルヘキサン抽出物質（油分等）、全亜鉛（水生生物保全環境項目）、ノニルフェノール（水生生物保全環境項目）、LAS（水生生物保全環境項目）			
	特殊項目（5項目）		銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フェノール類			
	水道水源水域の監視項目 (1項目)		トリハロメタン生成能			
	要監視項目 (32項目)	人の健康の保護に関する項目 (27項目)	クロロホルム（注）、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロペン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、イソキサゾン、ダイアジン、フェニトロチオン、イソプロチオン、クロタロニル、プロピザミド、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、モリブデン、アンチモン、ニッケル、オキシ銅、塩化ビニルモノマー、エビクロヒドリソ、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA			
		水生生物の保全に関する項目 (6項目)	クロロホルム（注）、フェノール、ホルムアルデヒド、4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール			
その他の項目 (12項目)		陰イオン界面活性剤(MBAS)、アンモニア性窒素、りん酸性りん、全有機体炭素、塩化物イオン、プランクトン、クロフィル、電気伝導率、プランクトン沈殿量、溶存性化学的酸素要求量、溶存性有機体炭素、粒子性有機体窒素				
測定項目（底質） (23項目)		pH、カドミウム、全シアン、鉛、総クロム、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、EPN、過マンガニ酸カリウムによる酸素消費量、強熱減量、乾燥減量、全硫化物、酸化還元電位、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全りん、りん酸性りん、全亜鉛				

（注）クロロホルムは、人の健康の保護に関する要監視項目と水生生物の保全に関する要監視項目の両方の対象である。

イ 生物調査等

東京湾や河川等の総合的な水環境の状況を把握するために、理化学指標による評価と合わせて、東京湾調査及び東京都内湾水生生物調査を実施している。

(7) 東京湾調査（赤潮調査・水生生物調査）

東京湾調査は、平成17年度から赤潮調査と水生生物調査（底生生物）を隔年交互に実施してきたが、平成23年度からは両調査を実施している。

① 赤潮調査

- ・ 調査項目：動物・植物プランクトンの同定（上位5種）、プランクトン沈殿量、クロロフィル等
- ・ 調査地点：8地点
- ・ 調査回数：17回

② 底生生物

- ・ 調査項目：底生生物の同定（種類数、種別個体数、種別湿重量）、pH、DO、底質（粒度組成、乾燥減量、強熱減量、酸化還元電位、全硫化物、COD等）等
- ・ 調査地点：5地点
- ・ 調査回数：2回（春、夏）

(4) 東京都内湾水生生物調査

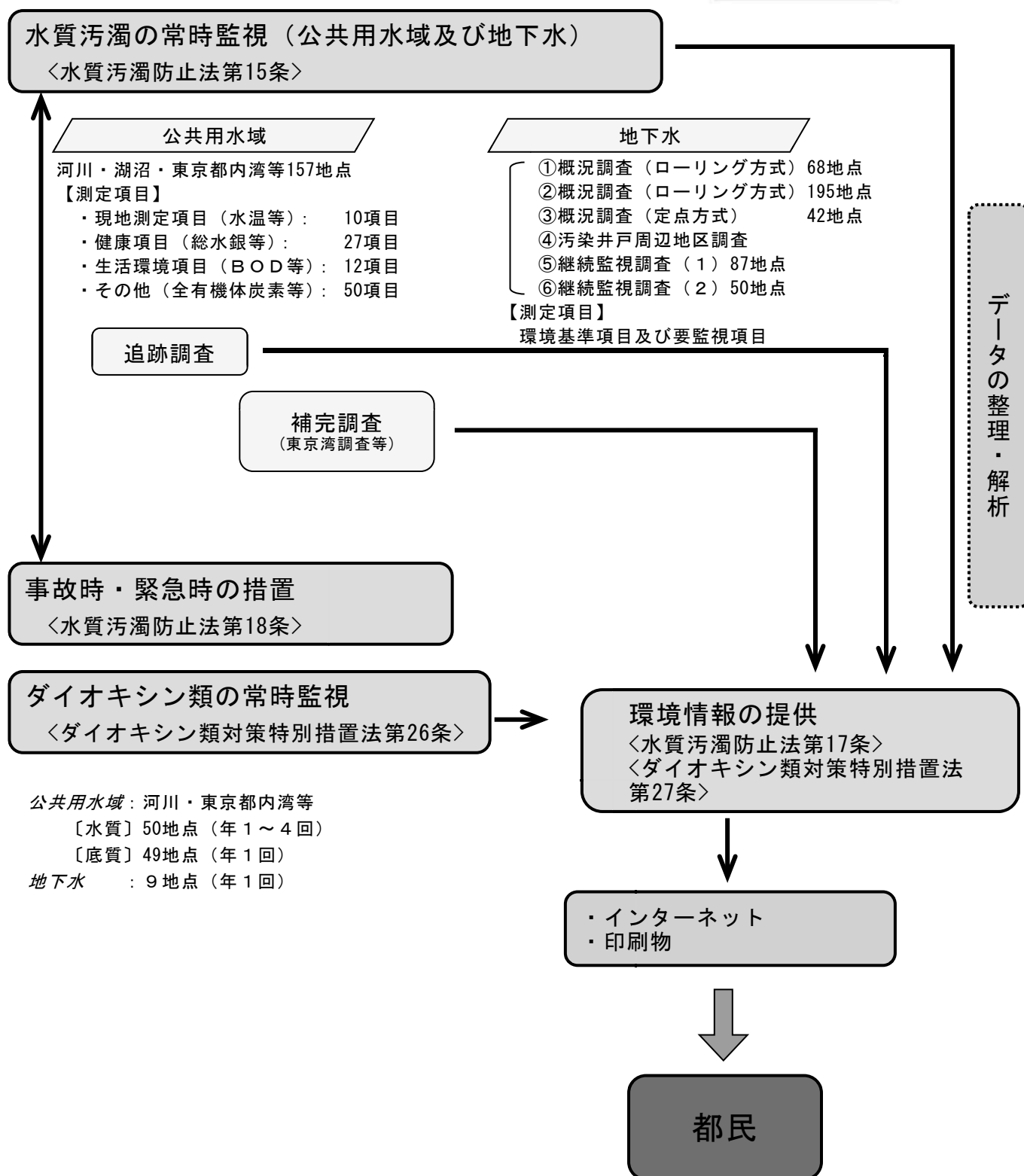
魚介類等の生物が一年を通じて生息できる東京湾の再生を目指し、魚介類等の水生生物の生息状況をモニタリングする。

- ・ 調査項目：魚類（①稚魚、②成魚）、③鳥類、④付着生物
- ・ 調査地点：①3地点、②4地点、③3地点、④2地点
- ・ 調査回数：①年6回、②年4回、③年6回、④年1回

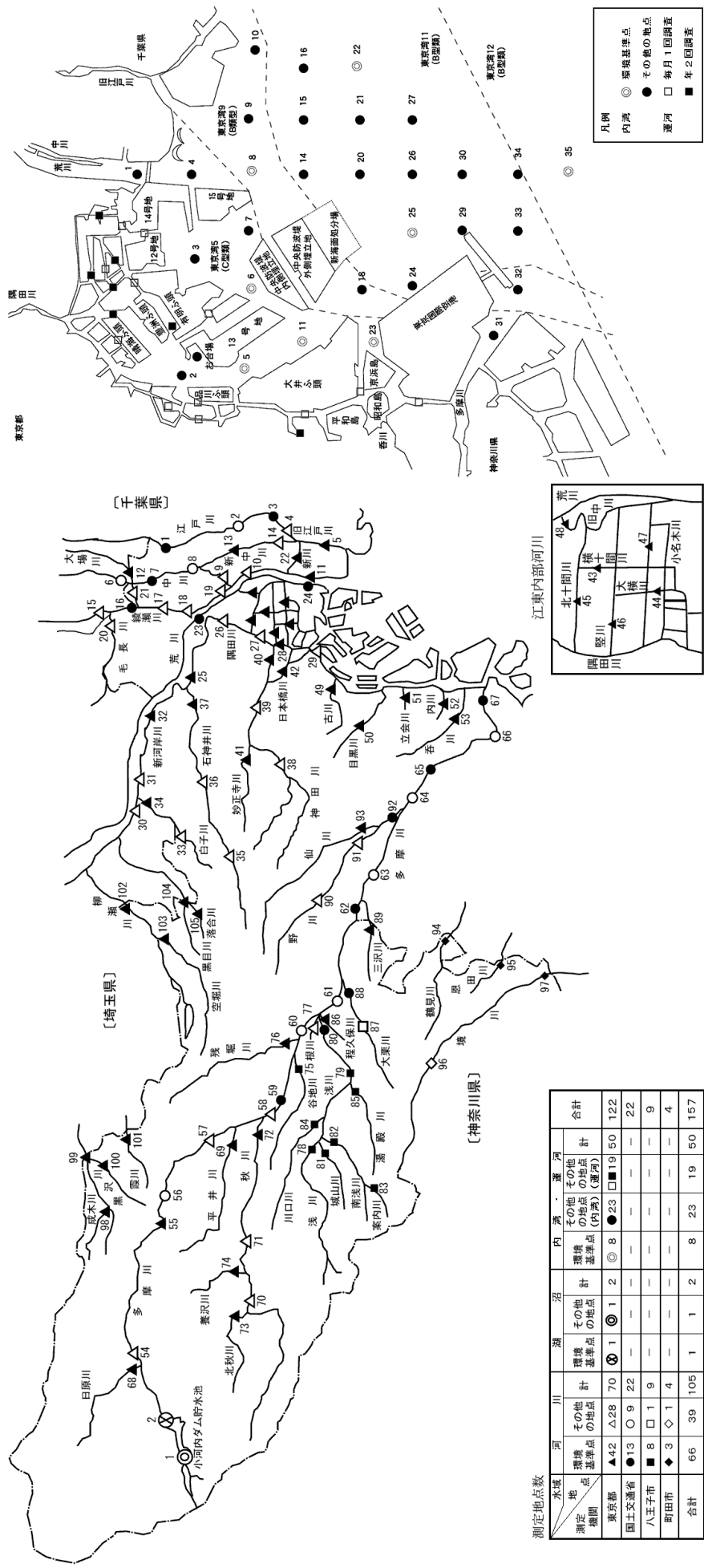
(2) 水質汚濁の緊急時の措置等

魚浮上、油流出等の事故時には、関係機関への通報・連絡、現場調査に基づく原因究明及び被害防止等の措置を講ずる。

図表2-2-10 水質監視の体系



図表2-2-11 測定地点図（公共用水域、令和7年度）



3 事業活動による公共用水域の水質汚濁対策

都内の河川の水質は、工場・事業場に対する規制指導、下水道の普及及び生活排水対策により、着実に改善されてきた。しかし、東京湾の水質は、改善傾向（東京都内湾はほぼ横ばい）にあるものの、夏季にはほぼ慢性的に赤潮の発生がみられている。

都内全域のBOD負荷量と排水量を発生源別にみると、下水処理場からの排出水がBOD負荷量、排水量ともに全体の大部分を占めている。

図表2-2-12 発生源別BOD負荷量・排水量（令和4年度）

発生源	BOD負荷量		排水量	
	負荷量 (t/日)	割合 (%)	排水量 (千m ³ /日)	割合 (%)
下水処理場排水	23.8	81.5	5,071.8	98.1
生活排水	2.2	7.6	19.6	0.3
工場排水	3.1	10.5	76.3	1.5
その他の排水（注1）	0.1	0.4	0.1	0.0
計（注2）	29.2	100	5,167.8	100

（注1）その他の排水とは、し尿処理場・畜舎排水などである。

（注2）端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。

都内においては、工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の規制を、水質汚濁防止法と環境確保条例により行っている。

法は、八王子市及び町田市の区域はそれぞれ八王子市と町田市が、その他の地域は都が執行している。条例は、区市部は区市が、町村部は都が執行している。

なお、水質中のダイオキシン類対策については、「第3章第5節 化学物質対策」に記述する。

(1) 水質汚濁防止法による規制

ア 排出水の発生源規制（排水規制）

法による排出水の発生源規制には、濃度規制と総量規制とがある。

(7) 濃度規制

濃度規制とは、公共用水域への排出水に含まれる有害物質やその他の汚染状態について排出許容限度（排水基準）を定めて規制するものである。

法は、カドミウム、シアン化合物等やBOD、COD等の人の健康、生活環境に係る被害を生じるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設を特定施設とし、電気めっき施設や下水処理場などを定めている。特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）のうち、公共用水域に排出水を排出する特定事業場に対して、排水基準が適用されている。

排水基準の項目は、カドミウム、シアン化合物、鉛、トリクロロエチレン等健康に係る有害物質の種類について28項目、pH、BOD、COD等の生活環境項目15項目が設定されている。

(4) 総量規制

総量規制とは、東京湾等の広域の閉鎖性水域の水質改善を図るために導入された規制手法であり、国が指定した地域（以下「指定地域」という。）に存在する特定事業場ごとに汚濁物質の排出許容量を定めて規制するものである。具体的には、国が削減目標量等を定めた総量削減基本方針に基づき、知事が総量削減計画及び総量規制基準を定め、国が指定する水域（東京湾）に流入する汚濁負荷量の総量を計画的に削減するものである。

都内は、島しょ及び町田市の一部を除いた地域が指定地域になっている。

総量規制は、昭和54年度にCODを対象として開始したが、平成11年度に計画期間が始まった第5次総量規制からは、新たに窒素含有量及びりん含有量も対象に加えられた。

令和4年1月に国が策定した総量削減基本方針を受けて、都は令和4年10月、第9次総量削減計画及び総量規制基準を定めた。

図表2-2-13 都の総量削減計画に係る汚濁負荷量の目標値及び実績値 (単位：t/日)

区分	第1次総量規制	第8次総量規制			第9次総量規制		
	昭和54年度実績	令和元年度目標（平成26年度実績）			令和6年度目標（令和元年度実績）		
	COD	COD	窒素含有量	りん含有量	COD	窒素含有量	りん含有量
生活排水	132	34(35)	46(47)	3.6(3.8)	35(34)	44(45)	3.9(3.9)
産業排水	32	4(4)	3(3)	0.3(0.3)	3(4)	2(2)	0.3(0.3)
その他	16	8(8)	11(11)	0.8(0.9)	8(7)	12(11)	0.8(0.8)
計	180	46(47)	60(61)	4.7(5.0)	46(45)	58(58)	5.0(5.0)

(注) 端数処理（四捨五入）の関係で、合計が一致しないことがある。

イ 届出状況

排水規制又は地下水汚染未然防止規制^(注)の対象となる特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられている（図表2-2-14）。

令和6年度には、741件の届出が提出された（図表2-2-15）。

(注)「7 地下水保全対策(1)地下水汚染対策」を参照

図表2-2-14 水質汚濁防止法に基づく届出義務の有無

		特定施設		有害物質貯蔵 指定施設
		有害物質を製造・使用・処理している	有害物質を製造・使用・処理していない	
公共用水域 への排水	あり（注）	届出義務あり （排水規制＋地下水汚染未然防止規制）	届出義務あり （排水規制のみ）	届出義務あり （地下水汚染未然防止規制のみ）
	なし	届出義務あり （地下水汚染未然防止規制のみ）	届出義務なし	

(注) 雨水のみを公共用水域へ排水する場合を含む。

図表2-2-15 水質汚濁防止法に基づく届出の状況（令和6年度）

設置届	使用届	施設等 変更届	氏名等 変更届	廃止届	承継届	測定手法届	汚染状況届	合 計
175 (20)	0(0)	60(11) 5	247 (73)	208 (29)	47(20)	3(0)	1(0)	741 (153)

(注) () 内の数値は、八王子市及び町田市の分で内数

ウ 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数

令和7年3月末現在の届出事業場数は、2,977事業場である。

図表2-2-16 水質汚濁防止法に基づく届出事業場数（令和7年3月末現在）

地域	事業場数 ^{（注1）}		
		総量規制対象事業場	公共用水域への排水のない事業場 ^{（注2）}
区部	1,173	23	861
多摩部	1,648	64	76
島しょ	156	0	0
合計	2,977	87	937

（注1）八王子市及び町田市を含む。

（注2）地下水汚染未然防止に係る規制のみ適用される。

エ 立入検査

公共用水域に排水水を排水する事業場に対する立入検査では、特定施設の運転・管理状況を確認するとともに、排水水の採水・分析により排水基準等への適合状況を確認している。

令和6年度は、414件（八王子市及び町田市を除く。）の立入検査を行った。

(2) 環境確保条例による規制

都では、水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対する、条例による規制を行っている。

ア 全窒素・全りんの上乗せ排水基準の設定

全窒素・全りんについては、東京都内湾における環境基準の達成や富栄養化防止等を図るため、法に基づく上乗せ排水基準を設定し、境川水域及び島しょを除く50m³/日以上 of 排水を排出する工場・指定作業場に対する規制を強化している。

イ 水道水源地域の排水基準の設定

水道水源として取水する河川の流域に新設される工場から排出される汚水について、他地域、既設事業場に適用される排水基準に比べ、より厳しい基準値を設けている。

ウ 小型船舶し尿処理対策

平成13年からお台場付近に集まる小型船舶から排出されるし尿により、閉鎖性水域のお台場海浜公園に属する水域が汚染されないように、船舶へのし尿回収タンク等の設置を義務付け、未処理のし尿の船外への排出防止を指導している。

平成22年には、お台場海浜公園に属する水域から中央防波堤内側の水域へと規制水域を拡大した。

4 生活排水対策

公共用水域に排出される生活排水は、排水量でみると、全体の0.3%を占めるにすぎないが、BODの負荷量でみると全体の7.6%を占めている（令和4年度実績）。

(1) 生活排水対策重点地域の指定

都は、水質汚濁防止法に基づき「生活排水対策重点地域」を指定し、下水道整備の予定がない区域における生活排水対策の一層の推進を図っている。指定を受けた市町村は、生活排水対策を推進するための計画（生活排水対策推進計画）を定め、公共用水域の水質汚濁防止に努めている。

図表2-2-17 生活排水対策重点地域の指定実績

指定日	指定流域名	指定市町村名	推進計画策定年月
平成3年6月29日	境川・鶴見川流域 ※	町田市	平成4年8月
平成4年7月7日	平井川流域	日の出町・あきる野市	平成6年2月
平成4年7月7日	秋川流域	檜原村・あきる野市	平成6年2月
平成8年3月29日	浅川流域 ※	八王子市	平成9年5月
平成8年3月29日	谷地川流域 ※	八王子市	平成9年5月

※平成27年4月10日に、下水道設備等の普及により指定解除

(2) 合併処理浄化槽の普及

都は、下水道未普及地域における生活排水に起因する汚濁負荷量の削減を図るため、合併処理浄化槽の設置補助事業を実施している市町村に対して補助金を交付し、既設の単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進している。

(3) 都民への普及啓発

都は、生活排水による水質汚濁の軽減を目的として、家庭等で行える取組方法等をリーフレットやウェブサイトにより周知している。

5 ゴルフ場農薬対策

都は、平成2年に「東京都ゴルフ場農薬の安全使用に関する指導要綱」を策定した。この要綱に基づき、都内にある22のゴルフ場において、農薬の流出防止のための降雨時・強風時の散布中止や、周辺環境に配慮した農薬使用量の削減など、農薬の安全で適正な使用について指導している。

6 雨天時排水対策

区部の大部分と多摩地域の一部の下水道は合流式となっているため、大雨の際、下水処理場に送水しきれない汚水を含んだ雨水（雨天時排水）がポンプ場や雨水吐から河川や海に排出され、問題となっている。

このため、雨天時排水の実態の把握に努めるとともに、合流式下水道の越流水対策について下水道局と協議する等、この問題に取り組んでいる。

7 地下水保全対策

(1) 地下水汚染対策

地下水汚染は、汚染地域の特定や浄化が困難な場合がある。

また、一たび汚染されると、その回復には非常に長い時間を要することが多い。このため、都は、地下水汚染の未然防止を推進している。

水質汚濁防止法では、有害物質を含む汚水の地下浸透の制限などの地下水汚染防止対策が規定されており、トリクロロエチレンなど有害物質28項目を製造・使用・処理する有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水を特定地下浸透水と定め、地下への浸透を制限している。

また、地下水汚染未然防止を目的に、平成24年6月から有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に対する構造基準等の遵守及び点検が義務付けられた。規制対象となる施設の設置又は変更をしようとするときは、事前に知事（八王子市及び町田市については市長）へ届け出ることが義務付けられている。

なお、届出の状況については排水規制に係る届出とあわせて、図表2-2-15及び図表2-2-16にまとめて記載した。

都は、対象事業場に立入検査を行い、施設の構造基準等の遵守状況や点検の実施状況を確認し、違反が見つかった場合に改善指導を行っている。

令和6年度は、211件（八王子市及び町田市を除く。）の立入検査を行った。

(2) 地盤沈下防止対策

工業用水法や建築物用地下水の採取の規制に関する法律（以下「ビル用水法」という。）、環境確保条例による揚水規制等の実施により、都内では地下水位は全体として回復傾向にあり、地盤沈下も沈静化傾向が継続しているが、現行の地下水の揚水規制を緩和すれば、地盤沈下が再発するおそれがある。

このため、都は、区市と協力して、法や条例に基づく地下水の揚水を規制するとともに雨水浸透施策を推進し、地盤沈下の防止と地下水のかん養等の施策を実施している。

ア 地盤沈下の現状

令和5年の地盤沈下状況を概観すると、1cm以上沈下した地域は区部で0.3km²、多摩地域での1.4km²であり、最大沈下量は国分寺市本多にある水準基標の1.31cmである。地下水位は42地点のうち21地点で低下し、21地点で上昇した（「令和5年地盤沈下調査報告書」東京都土木技術支援・人材育成センター（令和6年10月）による。）。

イ 地下水揚水量の推移

都は、地下水揚水量の実態把握のため、昭和46年から東京都公害防止条例に基づいて、一定規模以上の井戸の所有者に水量測定器の設置及び揚水量の報告を義務付けし、平成13年の環境確保条例施行では対象井戸を300ワットを超える揚水施設に、平成28年からは家事用を除く動力を使用している全てに拡大して、揚水量報告の実態を更に正確に把握できるようにしてきた。

令和5年の都内の地下水揚水量は26.7万m³/日で、区部では2.8万m³/日、多摩地域では23.9万m³/日であった。

都内の揚水量の推移は次のとおりで、法令による規制を行う前と比較すると揚水量は大幅に減少したが、近年は微減にとどまっている。

図表2-2-18 地下水揚水量の推移

（単位：万m³/日）

地下水揚水量		昭和 46年	昭和 55年	平成 2年	平成 13年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
		144.1	83.7	67.4	55.4	31.1	29.1	26.7
地域別 内訳	区 部	55.0	14.2	11.7	4.7	2.7	2.7	2.8
	多摩部	89.1	69.5	55.7	50.7	28.3	26.3	23.9
用途別 内訳	工場＋指定作業場	84.5	34.9	27.9	15.4	10.0	9.9	10.0
	上水道等	59.6	48.8	39.6	40.0	21.1	19.1	16.7

（注1）平成12年までは揚水量報告の対象ではなかった吐出口断面積21cm²未満の井戸は推計値（約9.9万m³/日）を加算している。平成13年から報告対象が拡大し、実測値により集計している。

(注2) 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

ウ 地下水揚水規制

(7) 法による地下水揚水規制

工業用水法：8区（江東区、墨田区、荒川区、江戸川区、北区、板橋区、足立区及び葛飾区）において工業用に使用される井戸を対象としている。昭和35年の地域指定以降の規制により、工業用水道への転換は完了した。現在、新たに許可された井戸はなく、法の対象となる井戸は3本を残すのみとなっている。

ビル用水法：23区において建築物用（冷暖房、水洗便所、洗車及び公衆浴場（浴室床面積150m²超））に使用される揚水設備（井戸）を対象としている。昭和38年の地域指定以降の規制により、基準に適合しない揚水設備の上水道への転換は完了した。現在、法対象となる揚水設備はない。

(4) 環境確保条例による地下水揚水規制等

昭和47年から東京都公害防止条例に基づき、ストレーナーの位置や揚水機の吐出口断面積等の規制を実施している。平成13年施行の環境確保条例では、規制対象を、地下水を利用する目的の揚水機出力が300ワットを超える揚水施設（井戸）に拡大し、従前の規制に加え揚水量の上限を設定するなど規制内容を強化し（奥多摩町、檜原村及び島しょを除く。）、揚水量の報告を義務付けた（島しょ地域を除く都内全域）。

また、平成28年3月の施行規則の改正では、規制対象を原則全ての揚水施設（一戸建ての家事用途にあつては揚水機出力が300ワットを超えるもの）に見直した（平成28年7月施行）。

(ウ) 指針による指導

「地下構築物への漏えい地下水の取扱指導指針」（昭和58年11月策定、平成11年3月改正）を定め、地下構築物に漏えいする地下水を利用する者に対して指導を行っている。

エ 地下水の総合的な保全対策

法や条例に基づく揚水規制を継続するとともに、雨水の地下への浸透の促進など、総合的な地下水の保全を図るための対策を推進していく。

(7) 雨水浸透の促進

環境確保条例に基づき定めた「東京都雨水浸透指針」（平成13年7月制定）により、規制対象の揚水施設の設置者に対して雨水浸透施設の設置等、雨水浸透に努めることを求めている。

(4) 地下水の流れの確保

地下構築物により地下水の流れが妨げられることにより、局地的な地盤沈下や湧水の枯渇、井戸枯れを招くおそれがあるため、建築物・工作物を建設する者は、地下水の流れを確保する措置の実施に努めることを環境確保条例で規定している。

(ウ) 地下漏えい水の環境用水への利用

トンネルやビル等の地下構築物に漏えいする地下水を利用して、流量が減少している中小河川等の水質を改善するための施策を実施している。主なものは次のとおりである。

- ・ J R 武蔵野線トンネルの地下漏えい水を姿見の池（国分寺市）を經由して野川に放流（平成14年3月放流開始、1,400m³/日）
- ・ J R 総武線トンネルの地下漏えい水を立会川（品川区）に放流（平成14年7月放流開始、4,500m³/日）

- ・ J R 東北新幹線トンネルの地下漏れい水を上野不忍池（台東区）に放流（平成15年9月放流開始、270m³/日）

(イ) 環境確保条例による「地下水保全地域」の指定と「地下水保全計画」の策定

地下水の揚水量の増大及び雨水浸透量の減少により、地盤沈下の発生など生活環境に支障を及ぼすおそれがあり、揚水量の制限、雨水浸透施設の設置指導など地下水の保全を講じる必要があると認める地域があるときは、知事はあらかじめ関係区市町村や環境審議会の意見を聴いて「地下水保全地域」の指定をすることができる。

「地下水保全地域」を指定したときは、知事は「地下水保全計画」の策定を行うこととなっている。

令和7年6月末現在、地下水保全地域は指定していない。

オ 地下水の実態把握の推進と地下水ガバナンス

国の水循環基本計画等にも示されているとおり、地下水の持続可能な保全と利用を図るためには、様々な立場の方々との幅広い議論を経て、関係者の理解と納得を得ることが不可欠である。そのため、その議論の前提として、まずは地下水の実態把握が必要である。

都では、地下水位や地盤収縮の実測データや揚水量などのデータから東京の地下水の状況を検証するとともに、東京の地域特性である複雑な地形・地質構造や地下水流動、また地盤沈下ポテンシャルの存在などを踏まえ、東京都環境科学研究所及び学術機関と連携した専門的な研究を柱として、中長期的に地下水の実態把握を進めている。

得られた知見は、有識者で構成される地下水対策検討委員会において、十分に時間をかけて、丁寧な検証を行っている。

現在、環境科学研究所と学術機関との共同研究として、「地下水の揚水等の影響予測」（東京大学との共同研究）及び「地下水流動系の解明」（筑波大学との共同研究）を進めている。

また、都では、幅広い関係者が相互に協力しながら地下水の統治を行う「地下水ガバナンス」に向けて、これらの最先端の研究内容等を分かりやすくまとめたレポート等を作成するなど、情報発信を行っている。

図表2-2-19 共同研究の概要

「地下水の揚水等の影響予測」	
	地下水揚水-地下水位-地盤の関係を定量化し、地盤沈下を引き起こす地下水位や湧水に影響を与える地下水位、またその地下水位に達する揚水量等を予測する。
「地下水流動系の解明」	
	地下水の起源、滞留時間、流動経路を把握することにより、東京の地下水における涵養－流動－流出のプロセスの解明を目指す。

カ 温泉法による温泉保護と温泉施設の安全管理対策

温泉資源の保護と適正利用を目的とした温泉法の趣旨を踏まえ、過剰な揚湯による地盤沈下を防止するため、都は、平成10年に「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」を定め、動力装置の構造及び揚湯量の制限等を設けた。

続いて、温泉掘削が活発化したことから、平成17年に源泉間の距離の制限や個人利用における揚湯量制限を設定し、平成20年からは周辺井戸や湧水への配慮の指導を開始した。

また、平成19年6月に発生した温泉施設における可燃性天然ガスによる爆発事故を受け、安全対策の徹底と事故の再発防止のため、都は平成19年10月に「東京都可燃性天然ガスに係る温泉施設安全対策暫定指針」（以下「暫定指針」という。）を策定した。

その後、平成20年5月の温泉法の改正により、法の目的に「可燃性天然ガスによる災害の防止」が追加され、掘削及び採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術的基準が設けられたことを踏まえ、都は平成20年に暫定指針を改定し、温泉資源の保護と災害防止について総合的に取り組んでいる。